

登録商標「RAGGAZZA」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 25(行ケ)10060・平成 25 年 9 月 30 日(1 部)判決<請求棄却>

【キーワード】

イタリア語「RAGAZZA」、商品出所の不認識(商標法 3 条 1 項 6 号)、商品品質の誤認(法 4 条 1 項 16 号)、社会的相当性・国際信義等(商標法 4 条 1 項 7 号)、請求理由の追加

【事 実】

1 特許庁における手続の経緯等

被告(株式会社アクセス)は、欧文字「RAGGAZZA」(標準文字)により構成され、第 25 類「被服,履物」を指定商品とする登録第 5170958 号商標(平成 20 年 3 月 3 日登録出願,同年 8 月 19 日登録査定,同年 10 月 3 日設定登録。以下「本件商標」という。)の商標権者である。

原告(株式会社ユメックス)は、本件商標につき、平成 24 年 7 月 31 日、無効審判請求(無効 2012-890063 号事件)をした。特許庁は、平成 25 年 1 月 29 日、審判請求は成り立たない旨の審決(以下「審決」という。)をし、その謄本は、同年 2 月 7 日、原告に送達された。

2 審決の概要

審決の理由は、別紙審決書写に記載のとおりである。審決は、概ね次のとおり判断して、無効審判請求は成り立たないとした。すなわち、本件商標は、つづりからしてイタリア語の「RAGAZZA」とは相違し、何ら特定の意味を有しない造語というべきであるから、本件商標をその指定商品に使用しても需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標ということではできず、商標法 3 条 1 項 6 号には該当しない。本件商標は商品の品質等を表すものでもないから、商品の品質について誤認を生じる恐れはなく、同法 4 条 1 項 16 号にも該当しない。本件商標は、被告による造語であって、出願経過が社会的相当性を欠くとも、公正な取引秩序を乱すとも、法令に違反するとも、国際信義にもとるとも認められず、きょう激、卑わい、差別的又は他人に不快な印象を与える商標にも該当しないから、同項 7 号にも該当しない。請求の理由として同法 3 条 1 項柱書を追加することは、請求の理由の要旨を変更するものであるから認められないし、職権で審理の対象とすることもしない。

【判 断】

当裁判所は、審決には原告主張に係る取消事由はないと判断する。その理由の詳細は、次のとおりである。

1 事実認定

本件商標は、欧文字「RAGGAZZA」(標準文字)で構成され、第 25

類「被服，履物」を指定商品とするものである（甲7）。「RAGGAZZA」は，造語である（争いのない事実）。「RAGAZZA」は，少女，（未婚の）若い女性，娘，女の子，恋人，彼女，子供を指すイタリア語であり，イタリア語の辞書では，基本的な単語に分類されている（甲1，2，枝番号の記載を省略する。以下同じ。）。また，本件商標の指定商品の業界を含むファッション業界では，イタリア語が用いられる例があり，「RAGAZZA」は，ファッション用語集にも掲載されている（甲4，19ないし21，24，乙1）。

上記事実を前提として，各取消事由の有無について判断する。

2 取消事由1（商標法3条1項6号該当性についての判断の誤り）について
商標法3条1項6号は，同項1号ないし5号に規定する商標のほか，需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標については，商標登録を受けられない旨を規定する。同項6号は，同項1号ないし5号で例示する場合のほかに，いかなる使用態様をしても，また，いかなる宣伝方法を用いたとしても，出所識別機能を発揮し得ない文字や図形等について，独占的な使用を許容することは，混乱を招き，公益に反することから，登録することができないとしたものである。

上記観点から，本件商標について検討する。

まず，本件商標「RAGGAZZA」は，特定の意味を有しない語であるから，需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標に該当することはない。また，本件商標「RAGGAZZA」は，イタリア語「RAGAZZA」に近似した文字から構成されることから，本件商標から，「RAGAZZA」の文字を想起させることがあり得たとしても，本件証拠によれば，そもそも「RAGAZZA」の意味を認識，理解できる需要者は，多いとは認められない。さらに，仮に，本件商標から，イタリア語「RAGAZZA」の意味である「少女，（未婚の）若い女性，娘，女の子，恋人，彼女，子供」を想起する需要者がいたとしても，それらの意味と本件商標の指定商品との関係を考慮すると，需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標であると判断することもできない。

したがって，本件商標が商標法3条1項6号に該当するものではないとした審決の判断は相当であって，審決に原告主張に係る取消事由はない。

3 取消事由2（商標法4項1項16号該当性についての判断の誤り）及び取消事由3（商標法4条1項7号該当性についての判断の誤り）について

前記2のとおり，本件商標は，特定の意味を有することはなく，近似するイタリア語「RAGAZZA」についても，需要者にその意味が認識，理解されていると認めるに足りる証拠はないから，本件商標に接した需要者は，本件商標が商品の品質を表すものとして，認識するとは認められない。

本件商標はイタリア語「RAGAZZA」を想起させるものではないから，本件商標の独占を認めたとしても，無用な混乱を生じさせ，国際的な商品流通秩序を乱すとも認められない。

したがって、本件商標が商標法4条1項16号にも、同7号にも該当するものでないとした審決の判断に誤りはなく、審決に原告主張に係る取消事由はない。

4 取消事由4（商標法3条1項柱書についての審理判断の逸脱）について

無効審判請求の理由として商標法3条1項柱書を追加することは、請求の理由の要旨を変更するものであるから、商標法56条1項の準用する特許法131条の2第1項の規定により、これが当然に認められるものではない。また、これを裁量で審理しなかったことが、裁量権の逸脱であると認めるに足る証拠は何らない。

よって、この点に関する原告主張も採用できない。

5 まとめ

以上によれば、原告の主張に係る取消事由はいずれも理由がない。原告はその他縷々主張するがいずれも採用の限りではない。よって、原告の請求を棄却することとして主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 筆者は、本欄などにおいて判決批評をするときの心得としていることは、当然のことであろうが、事実を常に客観的に考えるということである。その理由は、当業者の立場と無関係な者が判決批評をするときに与えられる資料は、公開された判決文しかなく、場合によっては採用された証拠の添付さえもなく、専ら判決文の中身を読んで事案を理解し把握する立場でしかないからである。

このような状況下にある第三者に対し、当該判決を取り上げあえて批評の動機を与えてくれる要因は、同じ分野の実務と研究を長年続けてきている者に対する覚醒剂的刺激を与える判決理由が、そこにはあるからである。

以前、筆者は、小説や詩などの文学作品を批評する評論家は、そのような作家と同じレベルに立って批評しなければ真の評論家とはいえないと発言し、自らそれを実行した中村光夫氏のことを書いたことがあるが、判決批評をする者は、同時に裁判官の立場に立って事案を考えなければならないと、筆者は常日頃考えている者である。

前置きがやや長くなったが、本件判決を読んだところ、商標の類否判断について、これまでの審決例や判決例との矛盾を直感したから、ペンをとることにした次第である。

2. 被告は、文字標章「RAGGAZZA」を、第25類「被服，履物」を指定商品とする商標権者であるところ、この登録商標に対して原告は登録無効審判の請求をしたが、不成立の審決を特許庁はした。その理由を特許庁審判部は、要約次のように記述している。

本件商標は、請求人（原告）が引用したイタリア語の造語であるから、本願商標をその指定商品に使用しても、需要者が何人かの業務に係る商品である

ことを認識することができない商標ということとはできないから、法3条1項6号には該当しない。

本件商標は、商品の品質等を表すものではなく、商品の品質について誤認を生じるおそれはないから、法4条1項16号にも該当しない。

本件商標は、被告による造語であり、出願経過が社会的相当性を欠くとも、公正な取引秩序を乱すとも、法令に違反するとも、国際信義にもとるとも、きょう激，卑わい，差別的又は他人に不快な印象を与える商標にも該当しないから、法4条1項7号にも該当しない。

請求の理由として、法3条1項柱書を追加することは、請求の理由の要旨を変更するものだから、認められないし、職権審理の対象ともしない。

3. この審決に対し原告は、次のように4つの取消事由を主張して本件審決の取消請求訴訟を提起した。

商標法3条1項6号に該当する商標であるかどうかは、商標の構成態様が、「需要者が何人の業務に係る商品であると認識することができるか否か」を具体的に検討し、公益上、特定人への独占適応性に欠けるかどうかをも考慮して判断されるべきである。

本件商標は造語であるが、イタリア語「RAGAZZA」とは、見た目に極めて近似し、証拠上は全く同一の「ラガツァ」と発音されるし、このイタリア語は「少女，(未婚の)若い女性」を意味し、若い女性や少女向けの商品を表わすものとしてファッション業界で現実に使用されている。したがって、取引者・需要者が何人かの業務に係る商品であると認識することができない商標であり、また公益上特定人に独占させることが不相当と認められる商標であるから、法3条1項6号に該当する。

本件商標は、イタリア語「RAGAZZA」を認識させるものであり、使用商品によっては需要者に品質等を誤らせる可能性の高い商標であるから、法4条16号に該当する。

本件商標は、商品の品質等を表わすイタリア語「RAGAZZA」を認識させる商標であるから、このような商標を一個人に独占させることは、国際的な商品流通秩序を乱す行為であり、法4条1項7号に該当する。

審決は、法3条1項柱書について、職権により審理の対象として取り上げなかったが、このような判断は裁量権を逸脱する違法性がある。

4. 本件商標に対する登録無効審判事件で引用された法規定は、第3条1項6号と第4条1項16号・17号とであったけれども、第3条は一般的登録要件、第4条は具体的登録要件と呼ばれており、前者が概して公益的事由、後者は概して公益的事由を私益的事由とに分けられ、16号も7号も公益的事由に属する規定である。

5. さて、本件商標の「RAGGAZZA」自体は、日本人である被告が創作した造語であるようだが、この造語の語源となったかも知れないイタリア語の「RAGAZZA」にはそれ相当の意味があり、その指定商品との関係が十分うかがえる言葉であるとする、もしかして被告（出願人・商標権者）は、その出願時に「RAGAZZA」とスペルすべき語を「RAGGAZZA」と間違えて記載したのかも知れないと考えるのは、うがち過ぎであろうか。

それは別として、本件商標について裁判所は、需要者が「RAGAZZA」の文字を想起し得たとしても、証拠から、そもそもその文字の意味を認識、理解できるわが国の需要者は多いとは認められないと認定した。また、仮にその意味を想起する需要者がいたとしても、その意味と本件商標の指定商品との関係を考えて、需要者が何人の業務に係る商品であるかを認識できない商標であると判断することもできない、と認定した。その結果、本件商標は法3条1項6号に該当するものではないと判断した審決に誤りはないと判断し、原告の第1の取消事由を否定した。

次に、裁判所は、法4条1項16号の該当性についての判断の誤りを主張した第2の取消事由と同条項7号の該当性についての判断の誤りを主張した第3の取消事由についても否定した。

ところで、原告は審判の審理中に、請求の理由を追加したというが、その追加事項は、法3条1項柱書の記載である。

しかし、この規定を記載することが、なぜ追加事項となり、請求理由の要旨を変更することになるのか、わからない。筆者は、審判請求書を見ていないから想像であるが、審判請求人（原告）は、その審判請求書に記載した請求の趣旨とその理由となる具体的な事実と適用規定のうち、規定はまず法3条1項6号であったのだから、その前提となるのが同条1項柱書であってみれば、この規定を補充したことが、請求理由の要旨の変更となるとは思わない。（商標法56条1項準用特許法131条2項）

法3条1項柱書には、それ自体、独立して拒絶理由となるべき実質的登録要件が規定されているものではないから、請求の要旨の変更と認定できるような内容を有する規定ではない。したがって、本件に対する判示は理解することができない。

〔牛木 理一〕

本件登録商標

- (190) 【発行国】日本国特許庁(JP)
- (450) 【発行日】平成20年11月4日(2008.11.4)
- 【公報種別】商標公報
- (111) 【登録番号】商標登録第5170958号(T5170958)
- (151) 【登録日】平成20年10月3日(2008.10.3)
- (541) 【登録商標(標準文字)】RAGGAZZA
- (500) 【商品及び役務の区分の数】1
- (511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第25類 被服,履物
- 【国際分類第9版】
- (210) 【出願番号】商願2008-15517(T2008-15517)
- (220) 【出願日】平成20年3月3日(2008.3.3)
- (732) 【商標権者】
- 【識別番号】503217565
- 【氏名又は名称】株式会社アクセス
- 【住所又は居所】大阪府大阪府中央区天満橋京町2-15
- (740) 【代理人】
- 【識別番号】100091683
- 【弁理士】
- 【氏名又は名称】吉川俊雄
- 【法区分】平成18年改正
- 【審査官】山田正樹
- (561) 【称呼(参考情報)】ラガツツァ、ラガツザ、ラグガツツァ、ラグガツザ
- 【検索用文字商標(参考情報)】RAGGAZZA
- 【類似群コード(参考情報)】
第25類 17A01、17A02、17A03、17A04、17A07、22A01、22A02、22A03